

議案第18号

## 東近江市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市職員定数条例の一部を改正する条例

東近江市職員定数条例（平成17年東近江市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業管理者」を「地方公営企業管理者」に改める。

第2条第1項第1号中「790人」を「905人」に改め、同項第4号中「の職員」を「及び教育機関の職員」に、「60人」を「110人」に改め、同条同項第6号中「水道事業」を「上下水道事業」に、「20人」を「45人」に改め、同項第7号を削り、同項第8号を第7号に繰り上げる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。